

令和 6 年

西条市議会第 3 回 3 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 2 号	令和 5 年度西条市一般会計補正予算（第 1 1 回） について	別冊
議案第 3 号	令和 5 年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 4 号	令和 5 年度西条市庄内財産区特別会計補正予算 （第 1 回）について	〃
議案第 5 号	令和 5 年度西条市壬生川財産区特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 6 号	令和 5 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 2 回）について	〃
議案第 7 号	令和 5 年度西条市病院事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 8 号	令和 6 年度西条市一般会計予算について	〃
議案第 9 号	令和 6 年度西条市国民健康保険特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 0 号	令和 6 年度西条市介護保険特別会計予算につい て	〃
議案第 1 1 号	令和 6 年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計予算について	〃
議案第 1 2 号	令和 6 年度西条市小松地域交流事業特別会計予 算について	〃
議案第 1 3 号	令和 6 年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 4 号	令和 6 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算 について	〃
議案第 1 5 号	令和 6 年度西条市庄内財産区特別会計予算につ いて	〃
議案第 1 6 号	令和 6 年度西条市壬生川財産区特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 7 号	令和 6 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 予算について	〃
議案第 1 8 号	令和 6 年度西条市水道事業会計予算について	〃
議案第 1 9 号	令和 6 年度西条市病院事業会計予算について	〃
議案第 2 0 号	令和 6 年度西条市公共下水道事業会計予算につ	

	いて	//
議案第 2 1 号	西条市指定金融機関の指定について	1
議案第 2 2 号	土地改良事業の施行について	5
議案第 2 3 号	市道路線の変更について	9
議案第 2 4 号	西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例について	1 3
議案第 2 5 号	西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 7
議案第 2 6 号	西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について	2 1
議案第 2 7 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について	2 9
議案第 2 8 号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について	3 5
議案第 2 9 号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	4 1
議案第 3 0 号	西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	9 1
議案第 3 1 号	西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について	1 0 9
議案第 3 2 号	西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	1 2 3
議案第 3 3 号	西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	1 3 5
議案第 3 4 号	西条市漁港管理条例の一部を改正する条例について	1 3 9
議案第 3 5 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	1 4 3

議案第 3 6 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	・ ・ ・ ・ ・ 1 4 7
議案第 3 7 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	・ ・ ・ ・ ・ 1 5 1
議案第 3 8 号	西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例について	・ ・ ・ ・ ・ 1 5 5
議案第 3 9 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例 について	・ ・ ・ ・ ・ 1 5 9

議案第 2 1 号

西条市指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定により、次のとおり指定金融機関を指定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

1 指定する金融機関
株式会社愛媛銀行

2 指定の期間
令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

提案理由

本市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として、株式会社愛媛銀行を３年間の期間を付して指定するため、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（金融機関の指定）

第２３５条 （略）

２ 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令

（指定金融機関等）

第１６８条 （略）

２ 市町村は、地方自治法第２３５条第２項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

３～８ （略）

議案第 22 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉井 敏久

- 1 事業名
農地耕作条件改善事業
- 2 地区名
庄内五ヶ谷池下地区
- 3 工種
区画整理工
- 4 事業費
57,000,000円
- 5 受益面積
1.3ヘクタール
- 6 受益者数
5戸
- 7 整備内容
区画整理 1.5ヘクタール
- 8 事業期間
令和6年度から令和8年度まで

提案理由

庄内五ヶ谷池下地区における区画整理を、農地耕作条件改善事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

土地改良法

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）

議案第 23 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を変更するに当たり、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

変更しようとする路線

路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
久妙寺北市線	旧	西条市丹原町久妙寺甲 1 6 5 番 1 地先 西条市丹原町久妙寺甲 3 0 番 5 地先	
	新	西条市丹原町久妙寺甲 1 6 5 番 1 地先 西条市丹原町久妙寺甲 3 1 番 1	

提案理由

国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」による市道の付け替えに伴い、市道久妙寺北市線の路線を変更しようとするものである。

関係法令

道路法

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （略）

（路線の廃止又は変更）

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 2 4 号

西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例について

西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、西条市学校適正規模・適正配置等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 西条市立小学校及び西条市立中学校(以下「市立学校」という。)の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 市立学校の児童又は生徒の保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席若しくは必要な資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、学校適正規模・適正配置等業務担当部署において処理する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、西条市立小学校及び西条市立中学校の適正規模・適正配置等に関する事項を調査し、及び審議することを目的として、西条市学校適正規模・適正配置等審議会を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

地方自治法

第１３８条の４ （略）

２ （略）

３ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

議案第 25 号

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年西条市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> （個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の第１欄に掲げる機関が行う同表の第２欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 ２ (略) ３ 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただ	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) （個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の第１欄に掲げる機関が行う同表の第２欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第２の第２欄に掲げる事務</u>とする。 ２ (略) ３ 市長又は教育委員会は、<u>法別表第２の第２欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第４欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただ

し、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 <u>第2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	し、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 <u>前2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
---	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 26 号

西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年西条市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 (期末手当) 第15条 給与条例第19条（第3項及び第5項を除く。）から第19条の3までの規定は、会計年度任用職員（市長が規則で定める勤務時間以上勤務する者に限る。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）	(給与) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び</u> <u>期末手当</u>とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当_____ __とする。 (期末手当) 第15条 給与条例第19条（第3項及び第5項を除く。）から第19条の3までの規定は、会計年度任用職員（市長が規則で定める勤務時間以上勤務する者に限る。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員」とあるのは「任期が6箇月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。）で、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの」と、同条第4項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の合計額」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「基本報酬の月額及び地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「規則で定める額」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第19条の4（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、会計年度任用職員（市長が規則で定める勤務時間以上勤務する者に限る。）について準用する。この場合において、同条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員」とあるのは「任期が6箇月以上の会計年度任用職

にそれぞれ在職する職員」とあるのは「任期が6箇月以上の会計年度任用職員_____で、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの」と、同条第4項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の合計額」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「基本報酬の月額及び地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「規則で定める額」と読み替えるものとする。

員（これに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。）で、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの」と、同条第2項第1号中「扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあっては「地域手当の月額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「地域手当に相当する報酬の月額」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「規則で定める額」と、同条第3項中「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあるのは、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあっては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「基本報酬の月額及び地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「規則で定める額」と読み替えるものとする。

附 則

附 則

(経過措置)

	<u>2 当分の間、第15条において準用する給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の100」とする。</u>
<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)

(西条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 西条市職員の育児休業等に関する条例（平成16年西条市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____ _____ _____ _____のうちに、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうちに、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員</u>_____を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期

間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第4条第6項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第4条第6項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
---	---

（西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年西条市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の給与） 第16条 （略） 2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、 <u>勤勉手当</u> 及び退職手当とする。 3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。 4 （略）	（会計年度任用職員の給与） 第16条 （略） 2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び退職手当とする。 3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> _____とする。 4 （略）

（西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年西条市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与) 第 2 2 条 (略) 2 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。 3 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 4 (略)	(会計年度任用職員の給与) 第 2 2 条 (略) 2 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び退職手当とする。 3 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>_____とする。 4 (略)

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）が施行されることに
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 27 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成１６年西条市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 2 条関係）		別表第 2（第 2 条関係）	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
1、2（略）		1、2（略）	
3 法第 11 条 第 1 項前段の 規定に基づく 危険物の貯蔵 所の設置の許 可 (1)～(4)（略） (5) 浮き屋根 式特定屋外 タンク貯蔵 所及び浮き 蓋付特定屋 外タンク貯 蔵所 ア 危険物 の貯蔵最 大数量が 1,000 キロリ ットル以 上5,000 キロリ ットル 未満のも の	1,450,000円	3 法第 11 条 第 1 項前段の 規定に基づく 危険物の貯蔵 所の設置の許 可 (1)～(4)（略） (5) 浮き屋根 式特定屋外 タンク貯蔵 所及び浮き 蓋付特定屋 外タンク貯 蔵所 ア 危険物 の貯蔵最 大数量が 1,000 キロリ ットル以 上5,000 キロリ ットル 未満のも の	1,180,000円

イ	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,720,000円
ウ	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,920,000円
エ	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	2,360,000円
オ	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロ	2,740,000円
イ	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,410,000円
ウ	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,590,000円
エ	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,950,000円
オ	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロ	2,270,000円

リットル未満のもの		リットル未満のもの	
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	5,640,000円	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	7,240,000円	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの (6)～(12) (略)	8,790,000円	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの (6)～(12) (略)	7,070,000円
4～18 (略)		4～18 (略)	

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第３４７号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 28 号

西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

西条市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市介護保険条例の一部を改正する条例

西条市介護保険条例（平成１６年西条市条例第１３７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保険料率） 第４条 <u>令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第９条第１号に規定する者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> （１）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３８条第１項第１号に掲げる者 <u>３３，５００円</u> （２）令第３８条第１項第２号に掲げる者 <u>５０，４００円</u> （３）令第３８条第１項第３号に掲げる者 <u>５０，８００円</u> （４）～（９）（略） <u>（１０）令第３８条第１項第１０号に掲げる者 １３９，８００円</u> <u>（１１）令第３８条第１項第１１号に掲げる者 １５４，６００円</u> <u>（１２）令第３８条第１項第１２号に掲げる者 １６９，３００円</u> <u>（１３）令第３８条第１項第１３号に掲げる者 １７６，６００円</u> ２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にか</u>	（保険料率） 第４条 <u>令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第９条第１号に規定する者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> （１）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３８条第１項第１号に掲げる者 <u>３６，８００円</u> （２）令第３８条第１項第２号に掲げる者 <u>５５，２００円</u> （３）令第３８条第１項第３号に掲げる者 <u>５５，２００円</u> （４）～（９）（略） ２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にか</u>

かわらず、21,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,000円」とあるのは、「35,700円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,000円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第6条（略）

2 （略）

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者が令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った場合の保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から

かわらず、22,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,100円」とあるのは、「36,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,100円」とあるのは、「51,500円」と読み替えるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第6条（略）

2 （略）

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者が令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロ

に該当するに至った場合の保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から

<u>第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)	<u>第5号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

第9期介護保険事業計画期間における介護保険料の改定に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 29 号

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年西条市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条（略） 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条の4第2項の厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項</u>のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条（略） 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条の4第2項の厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（<u>愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「愛媛県指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項</u>のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 (略)

4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項）に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項）に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条及び第32条第2項において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項）に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。）

(2) 指定短期入所療養介護事業所（指

3 (略)

4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第6条第1項）に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項）に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条及び第32条第2項において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第148条第1項）に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。）

(2) 指定短期入所療養介護事業所（愛

<u>定居宅サービス等基準第142条第1項</u>に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。） (3) <u>指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項</u>に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。） (4) （略） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） (6)～(10) （略） <u>(11) （略）</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス	<u>媛県指定居宅サービス等基準条例第189条第1項</u>に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。） (3) 指定特定施設（<u>愛媛県指定居宅サービス等基準条例第216条第1項</u>に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。） (4) （略） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） (6)～(10) （略） <u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> <u>(12) （略）</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス
---	--

又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該

又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、愛媛県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該

管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)、(4) (略)

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)、(4) (略)

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置

についての記録 (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) <u>(11)</u> (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>	についての記録 (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) <u>(11) 指定介護療養型医療施設</u> <u>(12)</u> (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>
---	--

の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項_____に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする

の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする

る。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

(9) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的な

る。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

(7) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的な

サービスの内容等の記録

(3) 第 5 1 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 2 8 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 4 0 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第 5 9 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 5 9 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた

サービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 2 8 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 4 0 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第 5 9 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 5 9 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

<u>め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略) (8) (略) (記録の整備) 第59条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>次条において準用する第28条の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) <u>前条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用)	(5) (略) (6) (略) (記録の整備) 第59条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>次条において準用する第28条に規定する</u>市への通知に係る記録 (4) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) <u>前条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (準用)
--	---

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規定をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規定をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及

び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2、3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合に

び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2、3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)、(2) (略)

<u>は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (5) (略) (6) (略) (7) (略) (療養通所介護計画の作成) 第59条の31 (略) 2 (略) 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（<u>指定居宅サービス等基準第70条第1項</u>）に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。 4～6 (略) (記録の整備) 第59条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。 (1)、(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) <u>第59条の30第4号の規定によ</u>	(3) (略) (4) (略) (5) (略) (療養通所介護計画の作成) 第59条の31 (略) 2 (略) 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（<u>愛媛県指定居宅サービス等基準条例第74条第1項</u>）に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。 4～6 (略) (記録の整備) 第59条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。 (1)、(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
--	---

る身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第4

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第4

6条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当

6条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは_____

_____指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当

該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条 において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、

該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、

当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 (略) (記録の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>次条において準用する第28条の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) <u>次条において準用する第59条の18第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合におい	当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 (略) (記録の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)、(2) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>次条において準用する第28条に規定する</u>市への通知に係る記録 (4) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) <u>次条において準用する第59条の18第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合におい
--	---

て、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	介護職員
	又は介護医療院	
(略)		

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事

て、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
(略)		

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事

し、又は他の事業所、施設等の職務

_____に従事することができるものと
する。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において

し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第2項及び第193条において

同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス基準省令第64条第3項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 9 2 条 指定小規模多機能型居宅介護
の方針は、次に掲げるところによるも
のとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

_____を行ってはならな
い。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための
対策を検討する委員会（テレビ電
話装置等を活用して行うことがで
きるものとする。）を3月に1回

同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第64条第3項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 9 2 条 指定小規模多機能型居宅介護
の方針は、次に掲げるところによるも
のとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

第106条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(7) (略)

(8) (略)

第106条 (略)

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

イト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあつては、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、_____

_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 1 2 5 条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業

イト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあつては、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 1 2 5 条 (略)

者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 （略）

8 （略）

（記録の整備）

第127条 （略）

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

2 （略）

3 （略）

（記録の整備）

第127条 （略）

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第 1 1 5 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 1 1 7 条第 6 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第 2 8 条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 4 0 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第 1 2 8 条 第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 6 条まで、第 3 8 条、第 4 0 条から第 4 1 条まで、第 5 9 条の 1 1、第 5 9 条の 1 6、第 5 9 条の 1 7 第 1 項から第 4 項まで、第 9 9 条、第 1 0 2 条、第 1 0 4 条及び第 1 0 6 条の 2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「第 1 2 2 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型

- (1) (略)
- (2) 第 1 1 5 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 1 1 7 条第 6 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第 2 8 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 4 0 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第 1 2 8 条 第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 6 条まで、第 3 8 条、第 4 0 条から第 4 1 条まで、第 5 9 条の 1 1、第 5 9 条の 1 6、第 5 9 条の 1 7 第 1 項から第 4 項まで、第 9 9 条、第 1 0 2 条及び第 1 0 4 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「第 1 2 2 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型

訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条並びに第102条第2項及び第5項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中

「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

8～10 （略）

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保

8～10 （略）

保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 (略)

介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)
(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

2 (略)
(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略) (2) 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第146条第3項<u>の規定による</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による市</u>への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条	(1) (略) (2) 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第146条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第28条<u>に規定する市町村</u>への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで<u>及び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条
---	---

の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 151 条 (略)

2～7 (略)

8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)、(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は 管理栄養士
(病床数 100 以上 の病院の場合に限る。) _____

(4) (略)

9～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設

の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 151 条 (略)

2～7 (略)

8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)、(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士
(病床数 百以上 の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) (略)

9～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設

に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項

　に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）

（設備）

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) （略）

(6) 医務室

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設について

に指定通所介護事業所（愛媛県指定居宅サービス等基準条例第100条第1

項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）

（設備）

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) （略）

(6) 医務室

医療法 　

　第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設について

は医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) ~ (9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設
は、前項の医師及び協力医療機関の協
力を得て、1年に1回以上、緊急時等
における対応方法の見直しを行い、必
要に応じて緊急時等における対応方法
の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、 他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職

は医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) ~ (9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師

_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかねばならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職

務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合

務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院 等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院

_____を定めておかなければならない。

において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用

2 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用

する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

3、4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設

する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

3、4 (略)

の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着

5 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着

型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、愛媛県指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～13 (略)

14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～13 (略)

14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、愛媛県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条

第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2、3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅におい

第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2、3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

て、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2) ~ (6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための
対策を検討する委員会（テレビ電
話装置等を活用して行うことがで
きるものとする。）を３月に１回
以上開催するとともに、その結果
について、看護小規模多機能型居
宅介護従業者に周知徹底を図るこ
と。

イ 身体的拘束等の適正化のための
指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次

____ 妥当
適切に行うものとする。

(2) ~ (6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次

に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 第１９７条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)、(5) (略)

(6) 次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第２８条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第２０２条 第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで、第１０６条及び第１０６条の２の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する

に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 第１９７条第６号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)、(5) (略)

(6) 次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第２８条に規定する市町村への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第２０２条 第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで及び第１０６条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する

運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条、第97条及び第102条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の

運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条_____中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の

規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。 2 （略）	規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 （略）
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなら

ない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 0 号

西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年西条市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（管理者） 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 （略） （利用定員等） 第9条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する	（管理者） 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 （略） （利用定員等） 第9条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する

指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

____の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は____
____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。な

指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。な

お、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第 11 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録した

お、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第 11 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに
前項に規定する重要事項を記録した

ものを交付する方法 3～6 （略） （掲示） 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （記録の整備） 第40条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記	ものを交付する方法 3～6 （略） （掲示） 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____ _____を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （記録の整備） 第40条 （略） 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記
---	---

録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) （略）

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) （略）

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) （略）

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) （略）

(12) (略)	(10) (略)																				
(13) (略)	(11) (略)																				
(14) (略)	(12) (略)																				
(15) (略)	(13) (略)																				
(16) 第 1 号から第 1 4 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等)	(14) 第 1 号から第 1 2 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等)																				
第 4 4 条 (略)	第 4 4 条 (略)																				
2 ～ 5 (略)	2 ～ 5 (略)																				
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1323 384 1995">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td data-bbox="384 1323 783 1995"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 </td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設									<table border="1"> <tr> <td data-bbox="799 1323 991 1995">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td data-bbox="991 1323 1390 1995"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 </td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4								
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設																				
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4																				

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条 （略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

（記録の整備）

第64条 （略）

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その

第63条 （略）

（記録の整備）

第64条 （略）

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その

完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第５３条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第２４条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第３７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第７２条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

２、３ (略)

(管理者による管理)

第７９条 共同生活住居の管理者は、同

完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第５３条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第２４条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第７２条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

２、３ (略)

(管理者による管理)

第７９条 共同生活住居の管理者は、同

時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあっては、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第 8 3 条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護

時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあっては、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同

生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第 8 3 条 （略）

<u>事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u>	
<u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>	
<u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>	
<u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>	
<u>7</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>8</u> (略) （記録の整備）	<u>3</u> (略) （記録の整備）
第85条 (略)	第85条 (略)
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介

護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関す

護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関す

る規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条中第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条並びに第59条第2項及び第5項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次

る規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条中第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条、第59条第2項及び第5項 中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と _____

_____読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次

項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____ _____ _____ _____により行うことができる。 2 (略)	項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第32条第3項(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2(新条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 1 号

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例
例の一部を改正する条例

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成27年西条市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> _____ <u>ごとに1</u> 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> （管理者） 第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u> _____ <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u> 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予	（従業者の員数） 第5条 _____ 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 <u>（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u> _____ <u>ごとに1</u> 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 （管理者） 第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u> _____ <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> 2 <u>前項に規定する</u> _____ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予

防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない

。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づ

防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ _____、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づ

き作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電

き作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員 _____

_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 5～8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、	_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 5～8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) _____ (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 _____指定介護予防支援事業者は、
--	---

法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則_____

_____第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)、(3) （略）

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定（第33条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

（揭示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)

_____に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)、(3) （略）

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定_____を遵守するよう措置させなければならないこと。

（揭示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項_____を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)

エ 第33条第15号の規定による
評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第33条第2号の3の規定による
身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市への通知
に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情
の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故
の状況及び事故に際して採った処置
についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針
)

第33条 指定介護予防支援の方針は、

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)

エ 第33条第15号に規定する
評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第18条に規定する市への通知
に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情
の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故
の状況及び事故に際して採った処置
についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針
)

第33条 指定介護予防支援の方針は、

第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)、(2) (略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号

_____に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準_____において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問

第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)、(2) (略)

(3)～(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例_____において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

_____に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例_____において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問

看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14)、(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回 _____

_____, 利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14)、(15) (略)

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(ア) テレビ電話装置等を活用して
面接を行うことについて、文書
により利用者の同意を得ている
こと。

(イ) サービス担当者会議等におい
て、次に掲げる事項について主
治の医師、担当者その他の関係
者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定
していること。

b 利用者がテレビ電話装置等
を活用して意思疎通を行うこ
とができること。

c 担当職員が、テレビ電話装
置等を活用したモニタリング
では把握できない情報につい
て、担当者から提供を受ける
こと。

ウ サービスの評価期間が終了する
月及び利用者の状況に著しい変化
があったときは、利用者の居宅を
訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（
イただし書の規定によりテレビ電
話装置等を活用して利用者に面接
する月を除く。）においては、可
能な限り、指定介護予防通所リハ
ビリテーション事業所（指定介護
予防サービス等基準第117条第
1項 _____に規定する指定介護予防
通所リハビリテーション事業所を
いう。）を訪問する等の方法によ
り利用者に面接するよう努めると
ともに、当該面接ができない場合
にあっては、電話等により利用者

イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____

_____においては、可
能な限り、指定介護予防通所リハ
ビリテーション事業所（指定介護
予防サービス等基準条例第118
条第1項に規定する指定介護予防
通所リハビリテーション事業所を
いう。）を訪問する等の方法によ
り利用者に面接するよう努めると
ともに、当該面接ができない場合
にあっては、電話等により利用者

との連絡を実施すること。 オ (略) (17)～(28) (略) <u>(29) 指定居宅介護支援事業者である</u> <u>指定介護予防支援事業者は、法第1</u> <u>15条の30の2第1項の規定によ</u> <u>り市長から情報の提供を求められた</u> <u>場合には、その求めに応じなければ</u> <u>ならない。</u> (電磁的記録等) 第36条 指定介護予防支援事業者及び 指定介護予防支援の提供に当たる者は 、作成、保存その他これらに類するも ののうち、この条例の規定において書 面（書面、書類、文書、謄本、抄本、 正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物を いう。以下この条において同じ。） で行うことが規定されているもの又は 想定されるもの（第10条（第35条 において準用する場合を含む。）及び 第33条第26号（第35条において 準用する場合を含む。）並びに次項に 規定するものを除く。）については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録_____ _____ _____ _____により行うことが できる。 2 (略)	との連絡を実施すること。 ウ (略) (17)～(28) (略) (電磁的記録等) 第36条 指定介護予防支援事業者及び 指定介護予防支援の提供に当たる者は 、作成、保存その他これらに類するも ののうち、この条例の規定において書 面（書面、書類、文書、謄本、抄本、 正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物を いう。以下この条において同じ。） で行うことが規定されているもの又は 想定されるもの（第10条（第35条 において準用する場合を含む。）及び 第33条第26号（第35条において 準用する場合を含む。）並びに次項に 規定するものを除く。）については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他</u> <u>人の知覚によっては認識することがで</u> <u>きない方式で作られる記録であって、</u> <u>電子計算機による情報処理の用に供さ</u> <u>れるものをいう。）</u>により行うことが できる。 2 (略)
---	---

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 3 項（新条例第 35 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 2 号

西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
 条例の一部を改正する条例

西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（
 平成３０年西条市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
 ように改正する。

改正後	改正前
（基本方針） 第４条 （略） ２、３ （略） ４ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、<u>法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター</u>（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 ５、６ （略） （従業者の員数） 第５条 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。次条第２項を除き、以下同じ。）の員数は、<u>利</u>	（基本方針） 第４条 （略） ２、３ （略） ４ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、<u>地域包括支援センター</u> 、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 ５、６ （略） （従業者の員数） 第５条 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。次条第２項を除き、以下同じ。）の員数は、<u>利</u>

<u>用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u> 2 （略） 3 <u>第1項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における同項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> （管理者） 第6条 （略） 2 （略）	<u>用者の数が35</u> _____又はその端数を増すごとに1とする。 2 （略） （管理者） 第6条 （略） 2 （略）
--	---

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

[illegible]

_____等につき説明を行い、_____
_____理解を得なければ
ならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、利用申込者又はその家族の理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 （略）

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) （略）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電

3 （略）

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) （略）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロ

子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 6 (略) 7 <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 8 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) 9 (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。	ムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物 _____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 5 (略) 6 <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 7 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) 8 (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。
---	---

(1)、(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(11) (略)

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(1)、(2) (略)

(3)～(11) (略)

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回 _____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタ

(15) 介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

リングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(16)～(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の業務を適正に行うことができるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

イ (略)

(16)～(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の業務を適正に行うことができるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備及び保存)

第32条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に

(記録の整備及び保存)

第32条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に

規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録_____ _____ _____ _____により行うことが できる。 2 (略)	規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。)により行うことが できる。 2 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第25条第3項(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 33 号

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例

西条市企業立地促進条例（平成１７年西条市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（企業の指定要件） 第６条 この条例の適用を受けることができる企業（次項、第３項及び第４項の企業を除く。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。 （１） （略） <u>（２） （略）</u> ２～４ （略）	（企業の指定要件） 第６条 この条例の適用を受けることができる企業（次項、第３項及び第４項の企業を除く。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。 （１） （略） <u>（２） 当該事業所に対する新規雇用従業員の数が５人（中小企業者にあつては２人）以上であること。</u> <u>（３） （略）</u> ２～４ （略）

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

昨今の深刻な人材不足、資材価格高騰等の状況にあって、苦境を打破すべく事業所の新設、増設等に積極的に取り組む企業に対する奨励措置を拡大するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 4 号

西条市漁港管理条例の一部を改正する条例について

西条市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市漁港管理条例の一部を改正する条例

西条市漁港管理条例（平成１６年西条市条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和２５年法律第１３７号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する別表第１に掲げる漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （土砂採取料等） 第１４条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその<u>権原</u>に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第３９条第１項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第４３条第４項に規定する認定計画実施者（法第４４条第１項に規定する認定計画において法第４２条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第５０条第１項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）からは、別表第３に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>法第３９条第４項</u>に規定する者については、この限りでない。 ２ （略） 別表第３（第１４条関係）	（趣旨） 第１条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和２５年法律第１３７号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する別表第１に掲げる漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （土砂採取料等） 第１４条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその<u>権限</u>に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第３９条第１項の規定による採取又は____占用の許可を受けた者____ ____（以下「採取者等」という。）からは、別表第３に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>同条第４項</u>____に規定する者については、この限りでない。 ２ （略） 別表第３（第１４条関係）

土砂採取料等					
区分	種目	単位		料金	摘要
		期間	数量		
(略)					
占 用 料	(略)	同	1 平 方	(略)	
	そ の 他		メ ー ト		
	の 工 作		ル		
	物				
	(略)				
注 (略)					

土砂採取料等					
区分	種目	単位		料金	摘要
		期間	数量		
(略)					
占 用 料	(略)	同		(略)	
	そ の 他		同		
	の 工 作				
	物				
	(略)				
注 (略)					

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 5 号

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市市営住宅設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入居者の資格） 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号）条件を具備する者でなければならない。 （1）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（次項において「介護が困難であると認められる者」という。）を除く。）にあつては、この限りでない。 ア～キ （略） ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成 13 年法律第 31 号。以下において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相	（入居者の資格） 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号）条件を具備する者でなければならない。 （1）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（次項において「介護が困難であると認められる者」という。）を除く。）にあつては、この限りでない。 ア～キ （略） ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成 13 年法律第 31 号。以下において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者_____

<u>手からの暴力を受けた者</u>で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号<u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条<u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2<u>(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (2)～(4) (略) 2 (略)	_____で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号_____ _____の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条_____ _____の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____ _____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (2)～(4) (略) 2 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和５年法律第３０号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 6 号

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市水道事業の設置等に関する条例（平成１６年西条市条例第１９８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第１０条 法第３４条において準用する 地方自治法（昭和２２年法律第６７号） <u>第２４３条の２の８第８項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第１０条 法第３４条において準用する 地方自治法（昭和２２年法律第６７号） <u>第２４３条の２の２第８項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が施行されることに
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 37 号

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市病院事業の設置等に関する条例（平成１６年西条市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第１１条 法第３４条において準用する 地方自治法第２４３条の２の８第８項 の規定により病院事業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除について議会 の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が１０万円 以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第１１条 法第３４条において準用する 地方自治法第２４３条の２の２第８項 の規定により病院事業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除について議会 の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が１０万円 以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が施行されることに
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 38 号

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年西条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が施行されることに
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 39 号

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西条市水道事業給水条例（平成１６年西条市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水装置の新設等の申込み） 第５条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２ （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第３１条 （略） ２ 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 （過料） 第３５条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料に処することができる。	（給水装置の新設等の申込み） 第５条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２ （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第３１条 （略） ２ 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 （過料） 第３５条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料に処することができる。

(1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) （略）	(1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) （略）
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。